

産業建設 常任委員会

◎議案第85号 仙北 市産業振興基本条例 制定について

問 事業者や経済団体が最大限の能力を発揮することが、産業振興の大前提と考えるが、この条例の制定主旨、制定後には具体的にどのようなことを実施するのか。

答 従来産業振興条例ではカバーできなかった観光分野、農林業、畜産振興等各業態へのPR、誘致、促進、育成し、地域一丸となって産業振興に取り組むための条例制定である。

具体的な取り組みについては現在の事業を精査しながら、関係団体の要望を聞き、要綱等の必要性も含めて検討していきたい。



産業振興に更なる力を!!

この条例はあくまでも基本条例であり基本的な考えや理念を明文化したものである。

問 条例の検討段階で、パブリックコメント等、市民の意見をどれだけ汲み取ったのか。

答 パブリックコメントで寄せられた意見をもとに前文に加えさせていた。

問 常に、この条例の有効性を検証する為、一定期間ごとの見直しが必要ではないか。

答 産業振興対策委員会の主たる目的は産業振興

答 現状が激変し、条例改正が必要となった場合には考えるが、一定期間ごとの見直しについては今の段階では考えていない。

問 第9条に規定される産業振興対策委員会が大きな役割を担うものと考えられるが、他の条例で必要とされた委員会を検討されることになるが理念や、目的が異なるのではないか。

答 産業振興対策委員会の主たる目的は産業振興

仙北市産業 振興基本条例に 対する討論

基本条例と全く同じである。
企業誘致に関する産業振興条例の範囲内にとどまらず、さらに踏み込んだ政策的な提案もいただいている。
同一目的の委員会である。

賛成討論 市内における、農業者を含むすべての企業が困窮の状態にある中、市民所得を向上させ、仙北市全体が活発化する為には、この基本条例に定める理念が必要である。

早速に本条例を制定し、一日も早い産業の育成と発展に取り組むべきである。
反対討論 基本条例は広く全般的なものだとして

いるが、本市独自の理念と具体施策を実施する意気込みもすっかり浮き出るようなものでなければならぬ。
この条例に欠けている

視点として①前文での現状に対する認識②基本的な計画③委員会のあり方④情勢に沿った見直しの規定
以上の点を補うべきであるので本案に反対。

採決結果 賛成3・
反対3 可否同数
委員長裁決により原案を否決

◎議案第86号 仙北市基金条例の一部を改正する条例制定について
内容は「仙北市肉用牛特別導入事業基金」の額を改めるものである。

◎議案第89号 仙北市産業振興条例の一部を改正する条例制定について
内容は仙北市産業振興条例の題名を「仙北市企業立地促進条例」と改めるものである。

◎議案第90号 平成23年度仙北市一般会計補正予算(第6号)
内容は常任委員会所管の補正予算である。

主なものは冬季交通対策費(除雪費)、6月の大雨の被害個所の復旧工事等に伴うものである。

◎議案第95号 平成23年度仙北市水道事業会計補正予算(第2号)
内容は建設改良費の補正である。

請願
◎請願第3号 米の先物取引試験上場の中止を求める請願
農家の状況把握、試験上場の仕組みを熟知する時間が必要で継続審査と決定。

採決の結果
議案第86号から議案第95号までの全議案は全会一致で原案を可と決定した。(荒木田 記)

